

# 大阪府医師国民健康保険組合

## 特定健康診査等実施第 2 期計画

(平成 25 年 7 月 1 日)

### 1. 計画策定の背景

昭和 36 年の国民皆保険の成立により、わが国の平均寿命は飛躍的に伸び、今や世界一の長寿国となった。しかし、世界に冠たるこの国民皆保険制度は、平均寿命の伸びによる高齢化の急激な進展や少子化、さらには経済の低成長によって、新たな課題に直面することになった。

現在、わが国では平均寿命が長くなったにも拘わらず、がんや循環器疾患、糖尿病など生活習慣病によって死亡する人が激増している。まさに生活習慣病はわが国の国民病となって医療保険制度の根幹を揺るがしている。

生活習慣病を発症する大きな原因に肥満がある。多くの肥満者は、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の危険因子を多く持ち、その危険因子が重なると心疾患や脳血管疾患を発症する危険が高いと言われている。これは内臓に脂肪が蓄積することが原因となって危険因子が形成されていくからであり、この内臓脂肪型肥満により引き起こされるのが内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）である。こうした内臓脂肪型肥満を原因とする生活習慣病は、人々の生活習慣を原因とする疾患であるから、その生活習慣を改善すれば予防することができる。

国は、生活習慣病予防の徹底を図ることとし、平成 20 年度からすべての医療保険者に対し、40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象とした特定健康診査および特定保健指導（以下、「特定健康診査等」という。）の実施を義務づけ、当組合においても第 1 期計画を策定し事業を実施してきた。

5 年経過した現在、特定健診・特定保健指導の実施率は、国の目標値を大きく下回っている。

当組合は、当組合被保険者の生活習慣病予防と健康増進を一層進める見地から、この事業に積極的に取り組むため、本計画を作成する。

### 2. 計画の期間

この計画の期間は平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年とする。

### 3. 当組合の現状

#### (1) 被保険者の動向

当組合に被保険者数は、平成 25 年 3 月末現在で、男性 10,936 人、女性 20,552 人、合計 31,488 人となっている。

40 歳以上 75 歳未満は、男性 5,649 人、女性 11,040 人、合計 16,689 人で、全体の 53.00%を占めている。

【年齢階層別被保険者数】

平成 25 年 3 月末現在

	男性		女性		合計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
0～4 歳	419	3.83	397	1.93	816	2.59
5～9 歳	516	4.72	500	2.43	1,016	3.23
10～14 歳	766	7.00	765	3.72	1,531	4.86
15～19 歳	933	8.53	891	4.33	1,824	5.79
20～24 歳	941	8.60	1,439	7.00	2,380	7.56
25～29 歳	671	6.14	1,691	8.23	2,362	7.50
30～34 歳	545	4.98	1,794	8.73	2,339	7.43
35～39 歳	496	4.54	2,035	9.90	2,531	8.04
40～44 歳	629	5.75	2,377	11.57	3,006	9.55
45～49 歳	786	7.19	2,418	11.77	3,204	10.18
50～54 歳	1,022	9.35	2,083	10.14	3,105	9.86
55～59 歳	1,081	9.88	1,551	7.55	2,632	8.36
60～64 歳	982	8.98	1,172	5.70	2,154	6.84
65～69 歳	631	5.77	800	3.89	1,431	4.54
70～74 歳	518	4.74	639	3.11	1,157	3.67
合計	10,936	100.00	20,552	100.00	31,488	100.00

(再計)

	男性		女性		合計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
40～74 歳	5,649	51.66	11,040	53.72	16,689	53.00
40～64 歳	4,500	41.15	9,601	46.72	14,101	44.78
65～74 歳	1,149	10.51	1,439	7.00	2,588	8.22

【平均被保険者数】

(単位：人)

	組合員		准組合員		被保険者 総数
	本人	家族	本人	家族	
平成 20 年度	6,113	11,492	10,986	2,444	31,035
平成 21 年度	6,131	11,375	11,220	2,528	31,254
平成 22 年度	6,107	11,245	11,445	2,703	31,500
平成 23 年度	6,073	11,092	11,670	2,734	31,569
平成 24 年度	6,061	10,832	11,882	2,804	31,579

(2) 医療費の動向

当組合の医療費の動向としては、ここ4年平均で約3.00%の伸びを示している。平成24年6月審査請求分における疾病状況では、件数ベースで見ると、合計に対し内分泌、栄養及び代謝疾患が2.16%、循環器系の疾患が8.83%、腎尿路生殖系の疾患が5.78%を占め、年齢別で区切ると、65歳～74歳では、内分泌、栄養及び代謝疾患が12.08%、循環器系の疾患が21.25%、腎尿路生殖系の疾患が2.70%を占め、40歳～64歳では、内分泌、栄養及び代謝疾患が0.62%、循環器系の疾患が13.03%、腎尿路生殖系の疾患が6.04%を占める。

【医療費年度別推移】

(単位：円)

	平成20年度	平成21年度 (対前年比)	平成22年度 (対前年比)	平成23年度 (対前年比)	平成24年度 (対前年比)
入院	1,216,855,014	1,230,090,802 (1.011)	1,317,192,294 (1.071)	1,387,754,204 (1.054)	1,425,972,172 (1.028)
入院外	3,198,511,098	3,273,101,850 (1.023)	3,427,989,550 (1.047)	3,517,932,870 (1.026)	3,537,901,690 (1.006)
計	4,415,366,112	4,503,192,652 (1.020)	4,745,181,844 (1.054)	4,905,687,074 (1.034)	4,963,873,862 (1.012)

【年齢階層別・生活習慣関連疾患の状況】

(平成24年6月審査請求分)

	65歳～74歳		40歳～64歳		40歳未満		計	
	件数 (件)	費用額 (円)	件数 (件)	費用額 (円)	件数 (件)	費用額 (円)	件数 (件)	費用額 (円)
内分泌、 栄養及び 代謝疾患	224	4,371,230	37	9,699,730	40	5,205,680	301	19,276,640
循環器系 の疾患	394	10,783,090	776	14,906,540	63	1,022,830	1,233	26,712,460
腎尿路 生殖系 の疾患	50	2,523,110	360	10,283,680	396	5,284,100	806	18,090,890
その他	1,186	49,268,040	4,783	98,901,240	5,647	73,214,550	11,616	221,383,830
計	1,854	66,945,470	5,956	133,791,190	6,146	84,727,160	13,956	285,463,820

(3) 特定健康診査・特定保健指導実施状況

当組合における特定健康診査の受診率は、20年度 18.5%から23年度 26.1%と伸びては来ているが、当初計画の受診率よりはかなり低い実績となっている。

特定保健指導では、平成23年度までは利用者がゼロという状況である。

【特定健診受診率の推移】

			20年度	21年度	22年度	23年度
		総被保険者数(人)	31,035	31,254	31,500	31,569
40歳   64歳	男	特定健診対象者数(人)	4,101	4,205	4,304	4,363
		受診者数(人)	517	626	680	921
		受診率(%)	12.6	14.9	15.8	21.1
	女	特定健診対象者数(人)	7,605	8,018	8,328	8,630
		受診者数(人)	1,579	1,798	1,862	2,462
		受診率(%)	20.8	22.4	22.4	28.5
	合計	特定健診対象者数(人)	11,706	12,223	12,632	12,993
		受診者数(人)	2,096	2,424	2,542	3,383
		受診率(%)	17.9	19.8	20.1	26.0
65歳   74歳	男	特定健診対象者数(人)	1,160	1,135	1,051	1,062
		受診者数(人)	178	205	183	229
		受診率(%)	15.3	18.1	17.4	21.6
	女	特定健診対象者数(人)	1,497	1,493	1,408	1,373
		受診者数(人)	386	381	373	410
		受診率(%)	25.8	25.5	26.5	29.9
	合計	特定健診対象者数(人)	2,657	2,628	2,459	2,435
		受診者数(人)	564	586	556	639
		受診率(%)	21.2	22.3	22.6	26.2
全  体	男	特定健診対象者数(人)	5,261	5,340	5,355	5,425
		受診者数(人)	695	831	863	1,150
		受診率(%)	13.2	15.6	16.1	21.2
	女	特定健診対象者数(人)	9,102	9,511	9,736	10,003
		受診者数(人)	1,965	2,179	2,235	2,872
		受診率(%)	21.6	22.9	23.0	28.7
	合計	特定健診対象者数(人)	14,363	14,851	15,091	15,428
		受診者数(人)	2,660	3,010	3,098	4,022
		受診率(%)	18.5	20.3	20.5	26.1

【特定保健指導利用状況等】

40-64歳		20年度			21年度			22年度			23年度		
		男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
受診者数 (人)		517	1,579	2,096	626	1,798	2,424	680	1,862	2,542	921	2,462	3,383
積極的支援	対象者数 (人)	65	13	78	73	18	91	76	21	97	98	25	123
	割合 (%)	12.6	0.8	3.7	11.7	1.0	3.8	11.2	1.1	3.8	10.6	1.0	3.6
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動機付け支援	対象者数 (人)	55	62	117	66	64	130	65	64	129	98	94	192
	割合 (%)	10.6	3.9	5.6	10.5	3.6	5.4	9.6	3.4	5.1	10.6	3.8	5.7
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全体	対象者数 (人)	120	75	195	139	82	221	141	85	226	196	119	315
	割合 (%)	23.2	4.7	9.3	22.2	4.6	9.1	20.7	4.6	8.9	21.3	4.8	9.3
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指導終了者数 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

65-74歳		20年度			21年度			22年度			23年度		
		男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
受診者数 (人)		178	386	564	205	381	586	183	373	556	229	410	639
積極的支援	対象者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動機付け支援	対象者数 (人)	27	16	43	33	26	59	28	22	50	34	31	65
	割合 (%)	15.2	4.1	7.6	16.1	6.8	10.1	15.3	5.9	9.0	14.8	7.6	10.2
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全体	対象者数 (人)	27	16	43	33	26	59	28	22	50	34	31	65
	割合 (%)	15.2	4.1	7.6	16.1	6.8	10.1	15.3	5.9	9.0	14.8	7.6	10.2
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指導終了者数 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

全体	20年度			21年度			22年度			23年度			
	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	
受診者数 (人)	695	1,965	2,660	831	2,179	3,010	863	2,235	3,098	1,150	2,872	4,022	
積極的支援	対象者数 (人)	65	13	78	73	18	91	76	21	97	98	25	123
	割合 (%)	9.4	0.7	2.9	8.8	0.8	3.0	8.8	0.9	3.1	8.5	0.9	3.1
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動機付け支援	対象者数 (人)	82	78	160	99	90	189	93	86	179	132	125	257
	割合 (%)	11.8	4.0	6.0	11.9	4.1	6.3	10.8	3.8	5.8	11.5	4.4	6.4
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全体	対象者数 (人)	147	91	238	172	108	280	169	107	276	230	150	380
	割合 (%)	21.2	4.6	8.9	20.7	5.0	9.3	19.6	4.8	8.9	20.0	5.2	9.4
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指導終了者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

#### 4. 第一期計画における評価と今後の課題

平成20年度から「高齢者の医療に確保に関する法律」に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し特定健康診査・特定保健指導を実施しているが、目標値を大きく下回っている。要因としては、制度の周知不足、未受診者への受診勧奨の不足等が考えられる。

今後は、更なる制度趣旨の啓蒙、未受診者に対し効果的な受診勧奨や、受診者に対しては毎年の継続受診勧奨等に努める必要がある。

#### 5. 目標

##### (1) 特定健康診査

平成29年度における特定健康診査の実施率目標を70%とし、これを達成するため平成25年度からの実施率を以下のように定める。

項目/年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査実施率	45%	55%	60%	65%	70%

##### (2) 特定保健指導

平成29年度における特定健康診査の実施率目標を30%とし、これを達成するため平成25年度からの実施率を以下のように定める。

項目/年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定保健指導実施率	5%	10%	15%	20%	30%

(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率を25%以上とする

6. 特定健康診査・特定保健指導の対象者数について

(1) 特定健康診査

① 対象者数

特定健診の対象者は、各年度4月1日現在当組合の被保険者であって、各年度4月1日から3月31日までの間に満40歳～74歳に該当する者（法令により除外すると規定されている者を除く）である。特定健康診査対象者見込みは以下のとおりである。

(単位：

人)

年 度	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64	4,508	9,618	4,522	9,965	4,536	10,324	4,550	10,696	4,564	11,082
65-74	1,147	1,432	1,186	1,431	1,227	1,430	1,269	1,429	1,313	1,428
計	16,705		17,104		17,517		17,944		18,387	

② 受診者数

特定健康診査対象者数に、目標値を乗じた特定健康診査の受診者数の見込みは以下のとおりである。

(単位：

人)

年 度	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64	2,029	4,328	2,487	5,481	2,722	6,195	2,958	6,952	3,195	7,757
65-74	517	644	653	787	736	858	825	929	919	1,000
計	7,518		9,408		10,511		11,664		12,871	

(2) 特定保健指導

① 対象者数

特定保健指導の対象者は、特定健康診査の結果、動機づけ支援または積極的支援の対象に該当すると判定された者である。特定保健指導対象者見込みは以下のとおりである。

(単位：人)

年 度	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
動機付け支援	292	204	361	257	398	289	435	323	473	359
積極的支援	227	40	279	50	308	56	337	63	366	70
計	763		947		1,051		1,158		1,268	

## ② 受診者数

特定保健指導対象者数に、目標値を乗じた特定健康診査の受診者数の見込みは以下のとおりである。

(単位：人)

年 度	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
動機付け支援	15	11	37	26	60	44	87	65	142	108
積極的支援	12	2	28	5	47	9	68	13	110	21
計	40		96		160		233		381	

## 7. 特定健康診査等の実施方法

### (1) 実施形態について

- ① 平成20年度から特定健康診査の必須検査項目を追加した「成人病健診」を、35歳以上の被保険者ならびに被保険者資格のない組合員、准組合員を対象として実施する。この実施については、引き続き大阪府医師会に委託する。この「成人病健診」を受診した者は特定健康診査を受診したものとする。
- ② 特定健康診査対象者に、特定健康診査の必須検査項目のみの「特定健診」を実施する。このため、大阪府における代表保険者に委任して、大阪府医師会（特定健康診査実施機関、特定保健指導実施機関として届け出た会員医療機関を代表）ほかとの集合契約に参加する。
- ③ 「成人病健診」または「特定健診」の結果、動機づけ支援または積極的支援の対象に該当すると判定された者の中から特定保健指導を実施する。このため、大阪府における代表保険者に委任して、大阪府医師会ほかとの集合契約に参加する。
- ④ 被保険者が所属する実施機関での、当該被保険者およびその家族に対する特定健康診査、ならびに、特定保健指導の実施は可能である。ただし、医師である被保険者が自らに対して特定健康診査または特定保健指導を実施することはできない。



## (2) 実施項目について

### ① 特定健康診査

#### 【基本的な健診項目（必須項目）】

- ・ 質問項目（服薬歴・喫煙歴等）
- ・ 身体計測（身長、体重、BMI，腹囲（内臓脂肪面積））
- ・ 理学的検査（身体診察）
- ・ 血圧測定
- ・ 血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- ・ 肝機能検査（GOT、GPT， $\gamma$ -GTP）
- ・ 血糖検査（HbA1cまたは空腹時血糖）
- ・ 尿検査（糖、蛋白）

#### 【詳細な健診（医師の判断に基づく）】

- ・ 心電図検査
- ・ 眼底検査
- ・ 貧血検査

### ② 特定保健指導

#### 【動機付け支援】

- ・ 初回面接は原則1回とし、20分以上の個別支援、または80分以上のグループ支援で実施する。生活習慣の改善に必要な実践的なものとし、対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。
- ・ 6ヶ月後の評価の手段は、面接、あるいは電話、メール、ファクシミリ等とする。
- ・ 6ヶ月後の評価は、設定した目標が達成されたかどうか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかどうかを基準に行なう。

#### 【積極的支援】

- ・ 初回面接は原則1回とし、20分以上の個別支援、または80分以上のグループ支援で実施する。
- ・ 2回目以降の3ヶ月以上にわたる支援は、面接、あるいは、電話、メール、ファクシミリ等により、支援A（積極的関与タイプ）と支援B（励ましタイプ）を組み合わせる。
- ・ 最終評価は、6ヶ月後に、設定した目標が達成されたかどうか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかどうかを基準に行なう。

## (3) 実施時期について

特定健康診査、特定保健指導、ともに通年実施とする。

## (4) 外部委託について

特定健康診査、特定保健指導のいずれも外部委託して実施する。その契約にあたっては大阪府での代表保険者に委任し、大阪府医師会ほかとの集合契約に参加する。

特定健康診査、特定保健指導に係る実施機関との費用決済、また、データ管理については、大阪府国民健康保険団体連合会に委託する。

(5) 周知および案内

- ① 本事業についての被保険者等への周知は、当組合「保健事業だより」、「医師国保だより」により行なうほか、適宜、広報チラシを配布することや当組合ホームページに掲載することにより行なう。また対象者に対しては、特定健康診査受診券、特定保健指導利用券を送付する際にも、重ねて行なう。
- ② 特定健康診査受診券は、全対象者に対し、各年度6月中までには発送する。
- ③ 「成人病健診」または「特定健診」の結果、動機づけ支援または積極的支援の対象に該当すると判定された者のうち、当面、特定保健指導利用希望者を優先して、判定後速やかに特定保健指導利用券を送付する。

8. 個人情報保護

本事業に係る個人情報については、大阪府医師国民健康保険組合個人情報保護規程を遵守して、その保護のため適正に取り扱う。このほか、記録の取り扱い、および、保存等の具体的な方法は次による。

(1) 特定健康診査等の記録の保存について

当組合の行う特定健康診査等の結果（成人病健診結果の特定健康診査必須項目部分を含む）、ならびに、提供を受けた事業所健診結果（特定健康診査必須項目部分）の記録の保存については、大阪府国民健康保険団体連合会に委託する。

(2) 特定健康診査等の記録の保存年限について

上記(1)の記録の保存年限は、記録作成日の属する年度の年度末から5年間とする。ただし、当組合の被保険者資格を喪失した者の記録の保存年限は、被保険者資格を喪失した日の属する年度の翌年度末までとする。

9. 特定健康診査等実施計画の公表および周知

本実施計画は、当組合ホームページに概要を掲載して周知する。

10. 本実施計画の評価及び見直し

本実施計画は、厚生労働大臣の定める「特定健康診査等基本指針」や関連法令に変更があった場合、またその他必要がある場合に、内容の見直しを行なう。

11. その他

特定健康診査及び特定保健指導に係る業務に従事する者の知識向上を図るため必要に応じ研修会等に参加する。

以上